第五期東京都障害者施策推進協議会 第1回総会

平成20年2月15日(金)

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

○松浦部長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第五期東京都障害者施策推進協議会の第1回総会を開催させていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様におかれましてはご出席いただきましてまことにありが とうございます。また、このたび本協議会の委員及び専門委員の就任をご快諾いただきました ことを厚く御礼申し上げます。

申しおくれましたけれども、私は福祉保健局障害者施策推進部長の松浦でございます。会長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本日は本協議会第五期目の発足でございますので、委員並びに専門委員の皆様のご 紹介をさせていただきたいと思います。

恐れ入りますがお手元の資料を4枚ほどめくっていただきますと、資料2-1というのが出てきます。その資料2-1をごらんいただきたいと思います。

名簿の順に従いましてご紹介申し上げたいと思います。

まず、相原佳子委員でございます。

- ○相原委員 よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 2番目の青木國太郎委員は欠席でございます。

また3番目の石川雅己委員も欠席でございます。

伊藤善尚委員はちょっとおくれるということでございます。

続きまして大八木直三郎委員です。

- ○大八木委員 大八木と申します。よろしくお願いします。
- ○松浦部長 6番目の小川浩委員もおくれるということでございます。

また7番目の尾又正則委員も欠席でございます。

続きまして北澤清司委員でございます。

- ○北澤委員 北澤です。
- ○松浦部長 続きまして倉方厚子委員でございます。
- ○倉方委員 倉方でございます。よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 笹川吉彦委員でございます。
- ○笹川委員 笹川です。よろしくお願いします。
- ○松浦部長 失礼しました。倉田清子委員でございます。

- ○倉田委員 倉田でございます。よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 12番目の高橋紘士委員もちょっとおくれるということでございます。 続きまして、得重純子委員でございます。
- ○得重委員 よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 夏梅照子委員でございます。
- ○夏梅委員 よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 野村歡委員でございます。
- ○野村委員 よろしくお願いします。
- ○松浦部長 兵頭英昭委員でございます。
- ○兵頭委員 よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 松矢勝宏委員でございます。
- ○松矢委員 どうぞよろしくお願いします。
- ○松浦部長 18番目の八ツ橋經明委員も欠席ということでございます。 また19番目の山田雄飛委員はおくれていらっしゃるそうでございます。 弓倉整委員。
- ○弓倉委員 よろしくお願いします。
- ○松浦部長 本日は今後おくれて出席される方も含めまして16名の委員のご出席を得られる ということでございまして、本協議会の定足数を満たしていますことをご報告申し上げます。

引き続きまして、専門委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。 1 枚めくっていただきまして資料 2-2 をごらんいただきたいと思います。

市橋博委員でございます。

- ○市橋委員 よろしくお願いします。
- ○松浦部長 岩城節子委員はちょっとおくれるということだそうです。
- 3番目の大八木直三郎委員、小川委員、北澤委員につきましては、先ほど協議会と兼ねているということでございます。
 - 6番目の小金沢正治委員でございます。
- ○小金沢委員 よろしくお願いします。
- ○松浦部長 笹生依志夫委員でございます。
- ○笹生委員 よろしくお願いします。
- ○松浦部長 新堂薫委員でございます。

- ○新堂委員 よろしくお願いします。
- ○松浦部長 9番目の得重純子委員も先ほどの協議会の委員と兼ねております。栃本一三郎委員もちょっとおくれるということだそうです。続きまして、中西正司委員でございます。
- ○中西委員 中西です。よろしくお願いします。
- ○松浦部長 橋本豊委員でございます。
- ○橋本委員 橋本です。よろしくお願いします。
- ○松浦部長 林優子委員でございます。
- ○林委員 よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 14番目の松矢勝宏委員は本協議会と兼ねております。 また、15番目の水野雅文委員は欠席という連絡を受けています。 山本あおひ委員でございます。
- ○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 以上で委員並びに専門委員の皆様のご紹介を終わります。

なお、委嘱状につきましては後日送付させていただきますので、申しわけございませんけれ ども、ご了承いただきたいと思います。

また、本協議会の幹事・書記としまして、福祉保健局及び関係局の部課長が同席しております。資料2-3及び2-4の名簿をごらんいただきたいと思いますが、この名簿をもって紹介にかえさせていただきたいと思います。

続きまして、お手元に配付してございます会議資料について確認をさせていただきます。

○古谷課長 障害者施策推進部計画課長をしております古谷でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただいて資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元のほうクリップどめでお座席の上に置いてあると思いますが、配付資料といたしましては、まず最初に会議次第がございます。会議次第の次に、資料1-1としまして東京都障害者施策推進協議会、当協議会の条例をつけてございます。1-2といたしまして、東京都障害者施策推進協議会条例施行規則をつけさせていただいております。資料1-3といたしまして、東京都障害者施策推進協議会専門部会設置要綱がついてございます。

それから資料2-1が、今、名簿のご説明がございましたが、当協議会の委員名簿をつけて ございます。2-2といたしまして、同じく専門委員の名簿をつけてございます。それから2 -3といたしまして、東京都障害者施策推進協議会の幹事名簿、それから2-4といたしまし て、同書記名簿をつけてございます。

それから資料3、東京都障害者施策推進協議会の審議事項について(案)というものがついております。

それから資料4は、地域における障害者の自立を支援する総合的施策の展開について最終提 言ということで、第四期目の東京都障害者施策推進協議会の最終提言を添付してございます。

資料5といたしまして、東京都障害者計画・第1期東京都障害福祉計画の冊子をつけてございます。

それから資料 6 といたしまして、東京の福祉保健の新展開2008抜粋版をおつけしております。

資料7といたしまして、東京都保健医療計画の原案の抜粋部分がつけてございます。

資料8が精神保健福祉施策の構造変革についてということで、最終答申のほうがつけてございます。

資料9といたしまして東京の福祉保健の2007年版ということで、大変資料が多くなって重くて恐縮でございますが、全部で資料9までございますけれども、お手元のほうにない方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。もしありましたら言っていただければというふうに思います。

続きまして事務局からご提案がございます。審議事項をそれぞれ専門の立場から具体的な検 討課題について議論を深めていただくということで、本協議会の提言の素案を取りまとめてい ただく場として、専門部会を設置してはどうかと思います。

資料1-2のほうをごらんください。推進協議会の条例施行規則の第1条第1項に、「協議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる」とございます。この規定に基づきまして、専門部会の設置をさせていただきたいと思います。なお、専門部会の委員及び部会長につきましては、この後、会長が選任されまして、その会長にご指名いただきたいと思っておりますので、会長の選任後、決めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○松浦部長 それでは議事に入ります前に、福祉保健局の関次長からごあいさつ申し上げます。
- ○関次長 福祉保健局次長の関でございます。東京都障害者施策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、大変お忙しいところ本協議会の委員の就任をご快諾いただきまして、まことに ありがとうございます。また日ごろから東京都の障害者福祉の推進に格別なお力添えをいただ きまして、この席をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

東京都におきましては、平成18年2月、それまで取り組んでまいりました利用者本位の福祉改革をさらに前進させ、今後取り組むべき福祉保健施策の基本方針を明らかにするため、

「福祉・健康都市東京ビジョン」を策定いたしました。また、平成18年12月には、都は「10年後の東京」を策定いたしまして、今後目指してまいります21世紀の都市モデルを明らかにいたしました。障害福祉の分野では、地域における自立生活の実現、また今後10年間で障害者雇用を3万人の増加を掲げまして、地域生活基盤の整備や就労支援の充実に取り組むことといたしました。

さらに、昨年12月に策定いたしました「10年後の東京」への実行プログラム2008を踏まえまして、平成20年度に展開する重点プログラムをまとめました「東京の福祉保健の新展開2008」を策定いたしました。後ほど、事務局から説明させていただきますけれども、障害者の分野では障害者地域生活移行促進事業の創設、それから東京都障害者就労支援協議会による関係機関の連携強化など、3つの重点プロジェクトを掲げております。今後とも前期障害者施策推進協議会でのご提言をいただいた、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けまして、施策の充実に取り組んでまいる所存でございます。

さて、障害者自立支援法が施行されてまもなく2年ということでございますけれども、この間、東京都では利用者の置かれた厳しい状況や現場の皆様方の意見を踏まえまして、国に対しましてこの自立支援法に伴うさまざまな問題を提起し、国に対する制度の見直しを提言してまいりました。国もこれを受けまして、平成18年度には特別対策、また昨年の末には緊急措置を講じるとともに、3年目の見直しに向けた検討にやっと着手したというふうに考えております。今後も障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現という法の目的を達成するため、その施行状況をしっかりと点検し、国に対して必要な見直しを要求しながら、自立支援法の着実な定着を図っていくことが重要と考えております。

本協議会におかれましては、第1期東京都障害者福祉計画の達成状況を踏まえまして、サービス基盤の一層の充実や支援策のあり方につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。東京都といたしましては、その提言を踏まえまして、第2期障害福祉計画の策定を進めてまいる所存でございます。

委員の皆様におかれましては、ぜひ精力的にご審議をいただきまして、障害者福祉の推進に お力添えを賜りますようにお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、以上でごあい さつとさせていただきます。 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○松浦部長 それでは、ちょっとおくれている委員の方もいらっしゃいますし、せっかくお出でいただいて早くしゃべりたいという委員の方が多いかと思いますので、先ほどご紹介させていただきましたけれども、これからお一人、一、二分程度、障害者福祉環境につきましては非常に今変わっている状況でございますので、まず自己紹介を含めて、一、二分程度、名簿の順でご発言いただければというふうにお願いしたいと思います。また、申しわけございませんけれども、福祉保健局次長につきましてはちょっと今後所用がありますので、途中で退席させていただきますけれども、ご了解いただきたいと思います。

それではトップバッターで申しわけございませんが、相原佳子委員から自己紹介と一、二分 のご発言をいただければありがたいと思います。

○相原委員 第一東京弁護士会に所属しております弁護士の相原と申します。

私、前が鬼丸委員でしょうか、女性の弁護士という方で、専門の方がいらしていたと思うんですが、私自身は約20年ぐらい弁護士になってたっているんですが、そもそも子どもの問題のほうが割りと専門にずっとやってきておりまして、途中から日弁連の高齢者障害者の部会に所属しておりまして、最近ではグループホームも含めまして、かなりの施設を――日弁連なものですから、全国的なところで訪問させていただいております。それから今、厚労省とかでやっている問題についても、参加させていただく機会があって、まだそんなに専門としては深く知識があるわけではございませんので、どこまでお役に立てるかわかりませんけれども、現場での話とかは、ご本人もしくは家族の方とかにお目にかかっていろいろ今伺わせていただいて、勉強中でございます。少しでもお役に立てればと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○松浦部長 どうもありがとうございました。

続きまして、伊藤善尚委員にお願いいたしたいと思います。

○伊藤委員 どうもこんばんは。多少おくれましてすみませんでした。

私は東京都の精神保健福祉民間団体協議会という精神保健にかかわる9団体で組織している連合会の代表をしております。とかく精神障害者精神保健が日本でもおくれているという中で、東京都はあらゆる面で他の障害に劣らないようにということで施策をやっていただいたと思っております。でも、やはり地域の理解等、さまざまな精神障害者への理解が少ないという意味で、もっともっと市民に理解していただくような活動をしていかなくてはいけないなというふうに思って私たちやってきております。

この計画委員会におきましても昨年、前回も出させていただきました。東京都としては重点として退院促進事業、社会的入院者の退院を地域にということでやられております。東京都も5,000人という数が挙げられた中で、ぜひともこの数は早期に達成できるようにやっていきたいなと思っていますし、やっていただきたいなというふうに思っています。

また地域で受ける側として、きちんと対応していきたいなと思っていますので、その分、施 策としても東京都として全国に負けない施策をぜひともやっていただきたいなというふうに思 っています。

もう一つだけ、障害者の自立支援法が施行されて2年目を迎えております。非常に厳しい運営をしております。東京都としてはこれまでの施策に劣らないようにということで独自施策をやっていただいてきておりますので、これも引き続きさらに充実をしていただきたいなというふうに思っていますし、この委員会で施策として提言されるようにお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松浦部長 どうもありがとうございました。

続きまして、大八木直三郎委員にお願いいたします。

○大八木直三郎委員 公募いたしました大八木でございます。私は障害者として掲げもっていたのが、平成16年にハローワークで雇用促進のアドバイザーを2年間ほどやらせていただきました。したがいまして、障害者の方が一人でも仕事につくように、いろいろなことでやらせていただきました。その中で私の持論なんですが、障害者の中で大事なことは、「移と職と住」と言っているんですね。移というのは移動の移ですね。移動の手段、それから職というのは、今言った仕事のこと。それから住むところですね。住は住。ですから、障害者のこの「移と職と住」がやはり確立していかないと、本来の雇用促進なり、あるいは障害者の皆さんの本当の手助けはできないんではないかと、そのような考え方でこれからも進めていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、北澤清司委員にお願いいたします。

○北澤委員 北澤でございます。前期協議会の中途から参加をしまして、終わるころに何とな くつかめたような感想を持っています。

私自身は知的障害の領域で実践、それから大学での教員をしていますが、中心的には知的障害になろうかと思います。入所施設の問題、特に夜間の対応の問題をうまくやっていけるのか

というところが、一番私にとって興味があることでして、施策の中心である地域生活移行とい うのが、絵に描いた餅にならないようにはどうやっていけるのかというのに一番興味を持って おります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

それでは名簿の9番の倉方厚子委員、お願いいたします。

○倉方委員 聴覚障害者連盟の理事長をしております倉方でございます。

東京都の中には、聞こえない、聴覚障害関係の団体が私たちの団体とそのほかに中途・失聴難聴者協会というのがあります。人生の途中で聞こえなくなった方とか、難聴の人、そういう人ということでコミュニケーションの手段が違うんですね。私たちは主に手話でのコミュニケーションをしておりますけれども、中失難聴者の場合は文字情報による、そのようなコミュニケーションをしております。

そのようなもので中途・失聴難聴者協会関係の人が委員として選ばれておりませんので、一緒にあわせて私はもう意見を出していきたいと思うんです。そしてその中で手話通訳派遣とか、また要約筆記派遣とか、そういう派遣がないと私たちに情報が入らないと。これは衣食住のすべてにかかわるものです。そんな意味でぜひご理解いただいて、委員の皆さんに理解をしていただきながら、こんな人のこと、せっかくこのような場で意見を出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

すみません、席順がちょっと戻っていただいて、倉田清子委員お願いいたします。

○倉田委員 倉田でございます。私は東大和療育センターの院長をしております。ここは重症 心身障害児の施設なんですけれども、障害者自立支援法というと自立ということがありますけ れども、自立というのはどこにあるのかと思うほど重い方たちを私どもは対応しているんです。 そのほか、外来では比較的軽い知的障害から本当に重い知的障害まで、外来では療育あるいは リハビリをやっているところなんです。

ですからやはり先ほども申し上げたように、自立というのは何なんだろうか、私どもが見ている子どもたちというか、もう既に三十幾つとか四十幾つとかいう、それでも精神的には非常に子どもなわけで、自立というか、就労というような上に乗らないような人たちが大勢いまして、本当に親御さんのほうから、これから私たちはどうしたらいいんでしょうかというようなことを問われて、どうしましょうねと頭をかかえて毎日を過ごしていますが、こちらで少しで

もその辺のことの回答が出せればいいなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、笹川吉彦委員お願いいたします。

○笹川委員 東京都盲人福祉協会の笹川と申します。

今、我々障害者は一番大きな問題として取り組んでおりますのは、障害者自立支援法、欠陥だらけの法律ですけれども、何とかしなければならないということで頑張っています。先ほど来、東京都からも厚生労働省のほうにいろいろと申し入れをされているということで、今後とも大いに東京都が率先して厚生労働省にこの法律の問題点を指摘していただきたいと思います。3年後の見直しということで、今やらなければ本当の意味での自立支援法にはならないと思います。

それから、東京都では地域における自立生活ということを大きな方針としておられますけれども、やはり自立ということになりますと、就労問題が非常に重要でございます。ところが、東京都の場合、大変企業がたくさんあるにもかかわらず、非常に雇用状態が悪い。法定雇用率をはるかに下回っております。また平均も下回っている。どこに原因があるのか、その辺も明確にして、本当に障害者特に働く意欲のある、能力がある障害者がそれぞれの地域で働ける、そういう環境をぜひつくっていただきたいと思います。

もう私が言うといつも同じことしか言わないんですけれども、障害種別によって抱えている 問題がそれぞれ異なります。先ほど倉方委員のほうから手話の問題がありましたけれども、視 覚障害者の場合も大いにその特性の面での問題を抱えておりますので、データ等を出す場合は 必ずその障害種別の細かいデータを今後出していただくようにお願いします。

よろしくお願いします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、得重純子委員にお願いいたします。

○得重委員 皆さんこんにちは。公募で選ばれました得重と申します。

私は障害者の母です。私の次男の息子は19歳で、最重度の知的障害者です。今、通所施設のほうに通っておりますが、この先一番気になるのは、やっぱり住む場所、グループホーム等どうなるのかなというのが気になっています。そして、今19歳ですのでもう一つ気になっていることがあります。それは障害基礎年金のことです。今、私の周りで聞かれていることは、非常に給付決定が厳しくなっているという現実です。前まで1級だった人が、今は2級しかも

らえないとか、2級がもらえていた人がもらえなくなってくるというような現実がちょっと聞こえてきています。これは障害者が生きていく上で基盤となる――特に重度の私の息子のような者が生きていくには基盤となるものですので、これがこういう状況で本当にいいのかと、今とても心配しています。

このような子どもを通してや、私の体験を通しての意見がここでこれからお話しできればいいなと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、夏梅照子委員お願いいたします。

○夏梅委員 東京都知的障害者育成会の理事をやっております夏梅でございます。

前回までは山本委員のほうが出ていらしたと思っていますけれども、その方のかわりに代表 として出させていただきました。私自身は江東区で法内施設としてこの19年度から新体系へ 移行ということで、3事業で多機能型という形での運営をさせて、そこの施設長もやっており ます。

また、隣の得重さんと同様に、私も障害の子どもを持つ親の一人として、ここで本当に皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、施設運営であったりとか、また自分の子どもたちを通して、その通した中で何かご意見等を出させていただいたりとか、また参考のものを江東区のほうへ持っていければというふうに思っております。

どうかよろしくお願いします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、野村歡委員お願いいたします。

○野村委員 野村でございます。私の肩書きは国際医療福祉大学というところになっておりますが、これだけ聞くと何か福祉の専門家のように聞こえますが、実は全く関係ありませんで、私は建築をバックグランドにしております。建築学の立場から、障害がある皆さん方の生活環境をどのように整備したらいいかということで、住宅の問題あるいは公共建築の整備あるいは交通機関、そんなような研究を40年近くやっております。40年前に比べれば本当に雲泥の差なんですが、まだまだやらなければいけないことがたくさんあるように思います。ぜひ皆さん方からいろいろなご意見をいただいて、さらにブラッシュアップをしていきたいというふうに思います。

私の課せられた役割というのは、この場でのいろいろな意見をやはり集約をして、いい環境 をつくるということと同時に、たまたま今、内閣府のほうの中央施策推進協議会というところ の委員もさせていただいておりますので、ここでの意見を国につなげる何か役割ができるので はないかというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして兵頭英昭委員、お願いいたします。

○兵頭委員 歯科医師会の兵頭でございます。

歯科医療の立場ということでございます。できるだけ障害をお持ちの方が地域で安心して歯科診療ができるような体制づくりを進めてまいっております。そのための会員の研修等も行っております。また、重度の障害をお持ちの方には、飯田橋に障害者センターがございまして、そこで充実した歯科診療が受けられるように一層充実化を図っていきたいというふうに思っておりますけれども、ただ、この大きな東京の中で、重度の診療所が1カ所しかないというのは、非常にちょっと皆様方にはご不便をかけるんではないかということで、今、せめてもう1カ所ぐらい、多摩に1カ所ぐらいは必要ではないかというようなことも考えて、東京都のほうにお願いしておりますけれども、どうなるかわかりませんけれども、そういう意味で、障害者の歯科診療を縁の下の力持ちで支えていきたいというふうに考えております。

どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○松浦部長 ありがとうございました。

では続きまして、松矢勝宏委員お願いいたします。

○松矢委員 初めまして。目白大学教授の松矢でございます。

この第1期から第2期計画の策定ということで、協議会と専門委員会の委員の拝命を受けて、 とても重責であると恐れております。この1期の計画の勉強から2期へとしっかり勉強しなが ら進みたいと思います。

私のキャリアのほうは、私は初めは大正大学という福祉のほうの教員になりまして、それから東京学芸大学で教員養成に関係し、また今目白大学では福祉系のということで、教育と福祉の専門職員養成ということを長くやってまいりまして、障害のある子どもたちが大人になるまでの社会参加のための教育と福祉・医療・保健・労働等の連携ということを非常に関心を持ってやってきております。

現在は、国のほうの労働政策審議会障害者雇用分科会の委員を仰せつかっておりますが、ここでも教育・福祉・雇用・企業等の連携の研究会の委員を2年間にわたり務めてきました。そういった背景も今回の拝命にはあるのかなと思っております。

- 一生懸命勉強していきますので、よろしくお願いいたします。
- ○松浦部長 ありがとうございました。

では続きまして、山田雄飛委員お願いいたします。

○山田委員 私はこの名簿に書いてありますように、東京精神科病院協会の副会長としてこの 役につきました。現実には西東京市にあります薫風会山田病院、精神科の病院の院長をしてお ります。

いろいろな会を通じて、障害者の今後の施策ということで、いろいろな会に参加してきましたし、また地元でもいろいろやって具体的なことを推し進めてまいりましたけれども、なかなか掛け声はいいんですけれども現実にどうかというと、私どもは医療から福祉にかけての間をもうずっと見ているところですけれども、なかなかうまくいかないところがある。何かといいますと、やはり退院促進という言葉が私どもの病院のほうには当然聞こえてくるところなんですけれども、退院できる方はどんどんしているんですが、できない方たちの問題点、それはやっぱり先ほどもちょっとお話し出ていたようですけれども、住むところですね。この問題が一つということ。それからもう一つ申し上げると、就労ということがあります。

これは昨日、たまたまですけれども、私どもの協会とNPOのメンタルケア協議会というところでやった、企業のメンタルヘルスセミナーというのを、これは2回目で全体300人ぐらい企業から参加されるんですけれども、それは本来は企業の中に障害者が出た場合にどうするかという話だったんですけれども、たまたま今回、講師の先生のお一方に、障害者を積極的に受け入れている会社の社長さんに来ていただきました。もうマスコミでも有名なので、お名前を申し上げてよろしいかと思いますけれども、富士ソフト企画という会社なんですけれども、全体でいうと8,000人ぐらいいらっしゃるようですけれども、その会社自体は200人、そのうち60人が障害者、そのうちの30人が精神障害者だということ。その30人のうちの10人ちょっと、詳細は忘れましたけれども、統合失調症の方です。いろいろな業務分担でやっていますけれども、実質的に――いろいろな配慮はあるものの、いろいろ細かいことはありましたけれども、本当にその会社は年間200人で22億の売り上げがあるということで、非常に感心したところなんですけれども、その会社では積極的にそれをやって、8,000人のグループ全体でいっても障害者雇用のパーセンテージをクリアして、さらにまだ精神障害者にも十分有能な方がいらっしゃるということです。

非常にこちらも違う形でその方に講演していただいたんですけれども、障害者が出てびっくりしてどうしようどうしようというんではなく、障害を持った方をどうやって——ある意味、

教育というようなこともあったんですけれども、それに乗れるだけの方も十分にいらっしゃる んですけれども、ともすると出たというだけで問題点として見てしまう。なんか全然その観点 が違うんだなということで、私も勉強になりました。

そんなようなことも頭に置きながら、この会議で少しでも精神障害者のお立場で物が言えればというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、弓倉整委員お願いいたします。

○弓倉委員 東京都医師会の理事の弓倉でございます。私は担当は学校保健でございまして、東京都でも平成19年度から特別支援教育が始まりまして、普通の小学校にいわゆる発達障害や、高機能自閉症の方々が入ってこられるということで、そういう移行が非常に円滑にできるようにということで、この2年間、医師会といろいろな啓発の研修会等を行ってまいりました。やはり、問題として多く出てきますのが、やはり児童精神科の専門の先生方が少ないということ、それから、精神科学校医をやっていただいている先生方がやはり少ない。そういうような問題点が出てまいりまして、私どもの医師会の中でも学校精神保健検討委員会というものも設置いたしまして、縷々活動しているところでございます。

そのような活動をしている中でやはり見えてきますのは、そういう方々が大人になられたときに、やはり就労の問題がどうしても出てきてしまう。やはり就労というところにどうしても行き着いてくるのが見えてまいります。その意味では私たちも協議会に対して期待をするところでございます。障害者施策はやはり、行政とそれから医療・福祉・介護、それから地域住民の理解、これが必要だと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松浦部長 ありがとうございました。

小川委員がお見えになりましたので、資料の名簿の6番小川先生、今、自己紹介と一、二分 ほどお話しいただくというところでやってございますので、お願いいたします。

それでは小川浩委員よろしくお願いします。

○小川委員 皆さんおそくなりまして申しわけございません。大妻女子大学の小川でございます。

着いたばかりでどんな内容を皆さんがお話しされていたのかわからないんですけれども、私はもともとは知的障害者入所更生施設の生活支援をしておりました。その後、横浜市の自閉症児親の会といいます横浜やまびこの里で、ジョブコーチの就労支援の仕事をいたしました。そ

して現在、大妻女子大学で教鞭をとっております。また、NPO法人ジョブコーチネットワークという組織の理事長をしております。これはジョブコーチの普及啓発、それから人材養成ということを目的にした組織でありまして、ちょうど先週、厚生労働省指定の第一号、第二号職場適応援助者養成研修をしていたところです。こちらに着いてから随分もう既に就労ということが耳に入ってまいりますけれども、私の専門は就労で、特に企業と福祉を渡すジョブコーチということが狭い意味での専門でございます。あと、発達障害、それから高次脳機能障害、知的障害の分野で働いておりましたので、障害の分野としてはその辺が専門分野かなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

それでは続きまして、専門委員の方々に自己紹介と一、二分のお話をいただきたいと思います。

それでは、市橋博委員お願いいたします。

○市橋委員 障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会の市橋です。私は前回の推進協議会でも委員を務めさせていただきました。審議の最中に自立支援法が決まり、また、実行されたわけです。大変な法律であるよということを多くの委員から声をかけて、それに関して東京都から何とかしなければいけないよという議論をしました。しかし、それが十分かどうか、僕は今、前の最終提言を読んで、自分自身十分にやれたか反省をしています。また、本当にこれがどうして悪いのか、かかり始めたら切りがないんですけれども、僕がよく厚生省に要請に行くときに感じるのは、本当にこれが机上の空論でできたような法律だなということを感じています。障害という実態を見ていない。挙げれば切りがないですけれども、例えば作業所の開所日数が22日というのは、カレンダーを見たら分かるけれども、机上の空論です。そういう意味では東京都の施策、これは僕らが努力してつくり上げて、本当に実態に合ったものがあると思います。

例えば、先ほど兵頭委員が言われた東京都口腔保健センターの件は、必ず僕らの要求からきて、きのうも本当に障害者のお母さんから、あそこへ行くと安心するという話も聞き、そしてもう一個欲しいねということを聞きました。そういう意味では、この席を通じて僕らの仲間から机上の空論と言われないような、本当に障害者の一人一人の声、一人一人の願い、それを聞いてやってほしいから、経験を作るように皆さんと一緒に審議していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、名簿6番の小金沢正治委員にお願いいたします。

〇小金沢委員 皆さんこんばんは。小金沢です。私はここに書いてありますように、東京都精神障害者団体連合会で、現在、相談役をしております。全国には全国精神障害者団体連合会がありまして、そちらでは副理事長というような形で仕事をさせていただいております。そういうような立場の関係もありまして、東京都のセミナーであったり、いろいろな会合等でお話を聞いたり、お話をさせていただいたりしております。笹川委員、野村委員と一緒に、内閣府の中央障害者推進協議会の委員も兼務しております。

私からの一言は、先ほど来出ている障害者雇用という面で、精神がまだおくれているということと、あとは数にばかり皆さん目がいって、法定雇用率という、これ本当にこのままでいいんですかと、こんなに少なくていいのと言いたいですね。それと、数でカウントされても給与が月給10万円でどうするんですかと。お仕事をした場合には精神障害者の場合は2級から3級に落とされます。障害年金も入らない。これはもうそのような法律になっておりますから仕方ないんです。でも、数だけではなく、質と量といいますけれども、やっぱり質が伴った就労でなければ本当に意味がない。これは考え方を変えますと、所得の補助制度がしっかりしていれば、年金も要らないしお金ももう要らないんです。でも、現状としては、年金が所得保障のかわりをしているというような見方を、私ども当事者はしております。そういった面におきましても、質も問うような厳しい内容で、本当のその一個人、精神障害者の一個人が一国民として本当に生きていけるだけのいわゆる保障を目指して、東京都でも全国でも活動してまいりました。そういう視点から発言できればと思っております。よろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、笹生依志夫委員お願いいたします。

○笹生委員 笹生です。よろしくお願いします。

私は普段、知的障害者のグループホームを運営している立場の者でございます。知的障害者のグループホームは東京都にできまして、ことしでちょうど30年ということになっております。かなり運営法人もふえまして数もふえましたけれども、かなりまだいろいろな不安感、利用者の方も含めて、運営法人含めていろいろな不安感があるというふうに思っております。

東京都さんは独自にさまざまな施策をしていただいて、かなりいいところにきていると思っておりますが、その不安感はまだいまだにぬぐえないというように思っております。その不安感を少しずつ明らかにして、この協議会の中でいい議論ができていけばいいなというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、新堂薫委員お願いいたします。

○新堂委員 武蔵野市にあります千川福祉会が経営しますチャレンジャーの施設長をしております新堂と申します。よろしくお願いします。

私たちのところは、就労を中心にしておりまして、多機能型で就労移行支援と就労継続のB型の事業所を経営しております。私は現場の人間ですので、現場の人間から施設で意欲を持って工賃を高めて働くことと、それ以上、能力のある人は会社のほうに就職して一生懸命働くというところの発言をしていきたいなと思っています。

東京都でも企業内授産や就労支援センターなど、東京都独自の施策がありますけれども、現場のほうでまだ十分それが活用できていないのかなという感もあります。それと、現場の職員としてですけれども、障害者自立支援法が施行されて、働く環境というのが十分になくなってきて、割りと都内の施設、耳にするところが、施設の職員がやめていくということがここ最近多いような気がしております。

それと、私たち法人も新しい事業を展開するに当たって、職員募集をかけるんですけれども、なかなか人が集まらないといったような現状もあります。きょうは大学の先生がいっぱいいらっしゃるので、ちょっとはお願いもありますけれども、そういった意味で、働く現場の職員が長く意欲を持って働けるような、そういうような労働環境づくりというのも、一つこれからの課題なのかなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

栃本委員と岩城委員がお見えいただきましたけれども、一応、一番最後まで行って少し考えていただいて、今、自己紹介と一、二分のご発言をいただいていますけれども、すみません、ちょっと後回しにさせていただきますがよろしくお願いいたします。

それでは、中西正司委員お願いいたします。

○中西委員 中西です。僕は全国自立生活センター協議会の代表と、それからDPIの日本会議と世界評議員とをやっています。

この委員会、去年も出させていただいたんですけれども、やはりこのやり方ではなかなか当 事者のニーズは拾えないなというのが実感なんですね。例えば八王子市なんかは、長期計画を つくるのに、精神、知的、身体、児童というふうに部会を分けて、それぞれの部会で今何が困 っているか、それに対してどういう施策が必要か、全部を出させるんですね。ここには当事者 委員が過半数入っています。知的障害者も過半数、精神も過半数、それで身体ももちろん過半 数以上というような形で、当事者委員のニーズを全部出させると。それでそれをどう施策に落 とせるかというのを、我々のほうから施策提言してくるんですね。これをトップダウンに上か ら下に施策を下ろすんではなく、グラスルートから施策を上げていくというやり方です。

このやり方だと膨大な量の資料が出るわけです。それで我々は1年半の間に36回の委員会をやりました。各部会はさらに毎週1回会議をやりました。我々は自分の問題ですから、毎日毎日議論をしてペーパーを出すと。膨大なペーパー量ができたわけですけれども。その施策の我々が必要なものを全部挙げてきて、そして市のこういう委員会に出しまして、そこから市の各部局に落とすんですね。教育問題は教育問題、この案でできるかと。労働問題、これでできるかと。各部局に下ろして実際にあなたたちこの案でどこまでできるかというんで、今度は部長クラスを集めて我々と協議する。そこでどこまで譲れるんだと。教育の面でどこまでいけるんだというように、我々と面談してやるわけですね。

そういう結果、我々のほうが多少の妥協案もありながら、何とかまとまっていくというような方式をとりました。これは初めて全国で行われたと思うんですけれども、やはりニーズをグラスルートから当事者から上げるという方式は、もうスウェーデンなんか当たり前だし、施策というのはそうならなければいい施策にならない。自立支援法はテーブルの上で官僚がつくったものですからひどい内容になって、結局、知的障害者の地域移行はできないし、彼らが地域で移動サービスを使うとしても、市のサービスは20時間以下ですから、彼らが社会経験を踏む機会というものがなくなってしまったんですね。だから彼らはレクリエーションなんかを誘いかけて出て、ようやく地域でいろいろな経験を深められる人ですから、とにかく自立して暮らせみたいな強制的なやり方は全くあっていないわけですね。

それから、今の自立支援法の介助サービスはほとんど単価がひどい単価で、自給800円、900円というような値段でないと、人が雇えない状況にきているわけですね。結局、これでは福祉は崩壊するだろうと。当然、崩壊の道に乗っかっているわけですけれども、ほとんどヘルパーが来ない、広告打っても全く人が来ない。今まで二、三十人、1回広告を打てば来たんですね。1人、2人今来て、ほとんど雇用に結びつかないという状況がこの半年続いていますから、この状況では遠からず崩壊するでしょう。ですからもう単価を上げるのは、危急の事態ですね。こういう状況は全然おわかりにならない方がつくっていると。

だから介助サービスをたくさんやって出すことは、彼らが施設に戻ったりとか病気になった

りしない、いい施策なんですよ。これをやらなければ、彼らは閉じこもって施設が必要になってくるし、グループホームも必要になる。やっぱり在宅で暮らせる人は在宅で暮らすという基本ベースをきちんと引いていくということですね。これをやらないでいて、それで就労しろ就労しろと、就労支援のこのひどさというのも、全く今まで就労できた人たちが就労の方向に向かっているだけで、全く新規の人が就労に向かえた例はほとんどないです。ですから、2年後にこの就労支援のあたりで循環できなくなるとすぐに頓挫すると思うんですね。

だから就労継続という部分では、ほとんどもう就労の見込みのない人たちがやっているというような感じですから、本来、就労の問題も本人の能力や体力やいろいろなものにあわせて仕事を選ぶべきであって、仕事を選んでおいてそこに何とか当てはめようという、ジョブプレースメントを今やっているわけで、これは全く本末転倒かなと。だから流れ作業の中でどこはこの人には向いていると。ここにとってきてここに当てはめようという、本人にあわせた仕事のつくり方ですよね。こういう方向に向かわなければいけないだろうというふうに思っています。

また、議論の中でお話ししていきたいと思いますけれども、お願いがあるのは、ぜひそういうワーキンググループ的なものをつくって、当事者がもうちょっと参加できるように、この人数が余りに少ないので、いろいろな団体の意見が吸い上げられるようなシステムをつくり上げてほしいなというように思います。我々、手弁当で行きますので、謝礼などいらないという方向でやれますから、東京都の意思次第でこういう作業部会はつくれると思うので、ぜひよろしくお願いします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、橋本豊委員お願いいたします。

○橋本委員 私は東京都育成会の本人部会という部会があるんですが、そこのゆうあい会というところでやっております橋本豊と申します。

実はきょう、ここにお伺いする前に、朝テレビを見ていました。あんな札幌の話がどっと出てしまいまして、4人の仲間たちが奴隷のように使われている。それも30年。そんなばかなことはないだろう。行政もついていて、また地域のそういう支援団体もついているのに、何もしてもらえない。何の力もないのかということも、ぞっとしました。でも、そういう仲間たちがまだ苦しんでいるんだということが、お前何か力を出せよということで、せっかくこの委員会にいるんだろうということも、何かこれは東京も北海道も関係ないんだということも、もっとその現場の声が、仲間たちの声が届かないんだということ、それを言えないんだと。だから言える環境をつくらなければいけないんだ。だからまだまだ私たちの知的障害者が、本当は私

たちのことを決めるとき、私たちを交えて決めてくれと言っている――私たちも全日本育成会で言ってきているんですが、ちっともそれが実現されていない。まだまだ聞いてくれていないというところがいっぱいあるんだ。親たちも育成会もいっぱい、またそういう行政も聞いてくれていない。だからああいう札幌のことは、氷山の一角に過ぎないのかなという気がします。

だから、まだまだ私たちの言葉が私たちがちゃんと伝えている、伝えていくわけですので、 そういう話せる場所をやっぱりいっぱいつくっていただきたいなと。そしてできればこういう 場所で、私のような――今は知的障害者というんですけれども、昔は知恵おくれともいったん ですよね。この知恵おくれがついていけるような環境も、この推進協議会のほうで作業部会の ところでつくっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、林優子委員お願いいたします。

○林委員 こんにちは。私は練馬区の生活支援センターきらら、主に精神障害者を対象にしている生活支援センターです。そこでは、私も4年間たちましたけれども、地域の中で精神障害者がどんな支援が必要かということで、今、大きく7つに大体柱を立てております。それは相談がいつでもできるような電話相談も含め、あるいは随時の本当にささいなことの――本人にとってはささいではありませんけれども、そういう相談がいつでもできるものと、それからあと生活支援ということで、やはりみんながどういうふうに自分を納得させて、その障害を乗り越えた形でどこか生活をしっかりしていこうよという気持ちが前に出てきたところを、どう支えていくかというところで、生活支援のプログラムを10ぐらいのプログラムを組んでおります。それは、グループワークをしたり、コミュニケーションのことをしたり、就労の勉強をしたり、いろいろしております。

それから、あと就労への支援ですけれども、先ほどお話がよく出ておりますけれども、私も 就労への支援というのは、やっぱり生活の一部として自立するとかそういうことではなくて、 就労というのを生活の一部に考えている人に、どういうふうに支援して、その就労へ向かう動 機づけの前段階をやってみようという形で今やらせていただいております。

それでシステム的になかなか動かないので、私も医師会にもう事務長を呼んで仕事をくれだとか、スーパーに行って仕事をくれと店長に言ったり、それから仲間である商店街の主に、今でも雇ってもらったりというふうに、もうとにかく今システム的に動かすにはなかなか時間がかかりそうなので、とにかく飛び込みでみんなやっております。

そして、私たちがそのほか、いつでもいられる場所がほしいね、安心して仲間という感じがあるねということで、1日8時間、大体6日間開設させていただいております。地域交流というのはやはり地域の中から理解を深めるという地盤がやっぱり上がってこないと、やはりこの精神的なものというものの偏見というか、自分も含めていろいろな意味で解かれていかないなと思うので、交流をすごくしております。

それから退院促進というのを東京都のほうから委託されまして、これは先ほどもお食事に病棟で長いこと入院している人が、当たり前にみんなと一緒に食事をして、先ほど帰られました。 そして、あしたは午前中はある病院の中でグループワークをします。それは当事者と一緒に訪問して、みんなの退院に向けてのイメージづくりのお手伝いを一緒にしたいと思います。

それからあしたの午後は、国際交流ということで、知的障害者の方と一緒にオーストラリアの楽器を使って国際交流を、うちの茶道と一緒にあわせてやらせていただきたいと思います。 先ほどはメンタルヘルス講座をやっておりまして、30名の生徒さんたちで、もちろん家族の方もいらっしゃるし、当事者もいらっしゃるし、ボランティアしたい人もいらっしゃるし、本当に町の人がみんな入ってくれる。きのうは園芸のボランティアの人の養成講座をやってきました。

こういうふうに、もう何かわけがわからないですけれども、とにかく何か前に進んでいれば何か今度は形になるんではないかというのが私の考え方で、そして一つずつ区の中の会議の中に、今まで反対していた人が当たり前に就労の支援者として横に座っているんですね。だから、この現実がやっぱり出てくるのかというのがこれからシステムという形、あるいはもっともっと前に進むということになるのかなと、期待しながら今はただ耕している状況で、何もよくわかりませんけれども、今、自分勝手にやらせていただいておりますけれども、やっぱり人とのつながりで地域は変わらないと、なかなか変わらないなと思いながら、長年の保健師活動から今またその集大成のような仕事をさせられておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

それでは、山本あおひ委員お願いいたします。

○山本委員 山本と申します。私がやっておりますのは知的障害関係の福祉のほうをやっていますが、正夢の会の今総合施設長をやらせていただいております。私のほうは今創設6年なんですが、パサージュいなぎという入所施設を中心にして、あとは通所施設、居宅系がホームへルプであったり行動援護であったり、自立支援事業であったり、いろいろな地域の中の移動支

援であったり、そういう結ぶ仕事、結ぶ事業もやっています。

そのほかに、グループホーム、そして児童デイサービスと、本当に小さな8万の市なんですね。ここの市の中で生まれて育った人たちが、本当に自分らしく地域で暮らすというために、たった6年間の間で今13事業ぐらいやっているんですけれども、地域で暮らす、地域の力をつくるということで、一生懸命やらせていただきたいなと思っております。

ただ、きょうの朝も、きのうの夜から朝にかけてですが、隣の隣りの市のほうからお電話がありまして、お母さんが腰痛になってしまったと。それで養護学校に行っている息子さんを学校に送っていけない。どこに頼んでもどこも移動支援やってくれない。やれるところがないと。そうすると、子どもは学校に行けない。でももう頼むのに疲れたから頼まないで、学校に行かせないで、2人で家にいるんだというふうにおっしゃっていました。うちは移動支援もやっておりますので、ちょっと市を越えますけれども、手続をちょっとすればやっていけるので、それでも5日間もやっぱりやれないですね。うちも事業所が小さくて。でも現実はこんなような状況ですよね。それがとても本当に悲しいなというふうに思います。こういう状況の中で、地域をつくるということに力を尽くしていきたいというふうに思っています。

もう一つの私の立場の、東京都社会福祉協議会の知的障害部会で、部会長をやらせていただいております。ここは密接に東京都と関係をしておりますが、問題はたくさんやっぱりありまして、自立支援法になかなか移行できない施設がたくさんあるということ、それと、都外施設の問題ですね。この都外施設にいらっしゃる方たちが戻ってきたいと。また、東京都内で本当に行くところがなくて短期入所をたらい回しにされている人たちが、都外施設に行くこともそこもできないと。どうしたらいいのというそういう問題がたくさんあります。

それと、もう一つ、大きな問題を抱えておりまして、サービス推進費の再構築が待っております。そこのところにもぜひ私たち部会のほうからもお話をさせていただきながら、東京都の本当にこれまで全国を先駆けてやってきた福祉がたくさんあるわけですから、本当に地域をつくるという意味でも、しっかりとサービス指針の再構築につけて、実のあるものにしていきたいなというふうにご提言もさせていただきたいというふうに思っております。

もう一つ、本当に私たち現場の人間としては悲しいことですが、まだまだ施設の中の不祥事の問題がたくさんございます。これをやっぱりなくしていくことも、私たちの大きな課題でもありますし、ここにいらっしゃる先ほどご本人の方からもお話がありましたけれども、そういうところもここの中で話題としていっていただければ、本当にありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松浦部長 どうもありがとうございました。

それでは、名簿の2番にちょっと戻らせていただきますけれども、岩城節子委員お願いいた します。

○岩城委員 どうも一番初め、1回目総会から遅刻をいたしまして、大変失礼いたしました。 東京都重症心身障害児(者)を守る会の岩城でございます。また、本席にこれから立たせてい ただいて、いろいろ重症心身障害児者の声を届けていきたいと思います。

前回も出させていただきまして、都におきましては重症心身ということのご認識を非常に新たにしていただいて、大変私ども喜んでおりました。それで、自立支援法に直接ということではないんですが、昨年の医療費の助成の拡大ですとか、そういうことで大変喜んでおりましたが、昨年の6月ごろから、在宅の者が使っております短期入所が、看護師の大幅な不足から機能を果たさなくなってしまいました。現在、東京都には12施設の200ベッドが短期入所用にあるんですが、半分以上使えておりません。何分、在宅におきましては短期入所という制度がないと、在宅生活が全うできないんです。それに関しましては、施設が悪いからその施設から看護師がいなくなるということではなくて、診療報酬等のいろいろな外の原因からのようです。

それで私どもも、利用できないから困るだけではなくて、自分たち親も努力をしておりまして、今般初めてこのようなカードをつくりまして、技術を持っていらっしゃる方、資格のあり現場から離れている看護師さんにもぜひお助けいただきたいと、保護者も施設と一緒になってやっております。私も個人的に2カ月前の予約でお願いしていた短期入所が、2日前に何とか取り下げてほしいという連絡がありまして、事情がわかっておりますので、そこで私は利用申請をとり下げましたが、非常に厳しい状態で、都のほうでも今、局を挙げて一生懸命これに取り組んでいただいておりますが、本当にひょっとしたところからこういう一番弱いところにしわよせが出てきてしまう、このあたりも皆様に実情をご理解いただきながら、またいい方向に持っていきたいと思います。

それから守る会といたしまして、自立支援法の中で3年をめどに5年見直しということが言われておりました。児童福祉法の見直しについて、これは国の関連でございますが、今現在、私どもは児童福祉法の見直しの中で重症心身障害においては、"児者一貫"ということを今のまま維持・継続してほしいと訴えております。これは非常に大きな私どもにとりまして大きな問題なんです。重症心身障害児者というのは、出産時、それから乳幼児期の本当の初期に脳をやられている病気なんです。そのために成人になってもわずかずつですが成長しております。老齢になったり、中途障害で侵された脳とは働き方が違うんです。そのために、これは専門の

先生たちもきちっと認めていただいております。

そこからいろいろな問題も発生いたしますが、何分、何をやっていただいても大変お金のかかる子どもたちです。そのあたりを皆さんと一緒に重心のことだけを考えず、ご理解につなげていい方向へ持っていかれたらと思っております。

ありがとうございました。今期もよろしくお願いいたします

○松浦部長 どうもありがとうございます。

すみません。高橋委員、お見えいただきましたけれども、今、協議会の委員の方々、専門委員の方々に自己紹介と一、二分のごあいさつをいただいていまして、これからちょっと栃本委員のご発言の後に、高橋委員にお願いしたいと思います。

それでは、栃本一三郎委員お願いいたします。

○栃本委員 上智大学の栃本でございます。私も第1回目に30分ほどおくれまして申しわけありません。

きょう実は私の大学の学科の2次試験というのがありまして、朝10時から2次試験の作業をしたんですけれども、2次試験に85名おりまして、個別の面接が終わったのが5時半ですね。非常に長時間をかけて面接しておりました。その学生さんの社会福祉を勉強しようという、どういう動機であるかとか、こういうことをしたいという話をお聞きしたんですけれども、18歳ぐらいの子どもたちというとあれですけれども、高校生がこういうことについて勉強したい、こういうことをこれからしたいんだというお話がありました。そういうことを面接でしたんですけれども、よく社会福祉の世界では、非常に厳しい状態を迎えているというのは、受験生もよく知っているわけでして、というか受験生以上にというか、まあ受験生もテレビとかそういうのを見ますので、これは非常に仕事の場所としても大変だなとか、あと財政的にも厳しいんだと。何よりも授業料とか入学金を払うのは親ですので、親のほうがこの時代に福祉のほうに行くというのは大変ではないかというようなことを親御さん自身が言うような時代、ある意味ではそういうような状況にあります。

そういうような学生が、こういうふうにしたい、ああいうようにしたい、こういうふうに変えたいんだということで、入学に当たっての面接の話を聞いてきたんですけれども、そういう若者たちの話を聞くにつけ、日本の社会福祉、社会保障というものがよく言われますように、別にヨーロッパのどこの国がすばらしくて、日本だけがだめだということではもちろんありませんけれども、やはり客観的にだれが見ても、これだけの先進諸国でこれだけの豊かな社会にもかかわらず、財政的にもそうですけれども、あと人の心というとあれなんですけれども、他

者を思いやるとか、健常者が障害者、ないしは障害者同士、また健常者同士というような市民 とのつながりというものを現代社会というのは非常に、ある意味では日本が根底の部分で欠け ているというふうに私は思います。

そういう意味で、先ほど非常に厳しい時代、そして環境の中ではありますけれども、それを 打破することはもちろん重要でして、これはきょうは国の審議会に属していらっしゃる先生方 もいらっしゃるので、国の施策も重要だと思うんですけれども、やはり先ほどお話しありまし たけれども、東京都発とかやはり自治体発の、ましては障害者の方々、また市民ともに地域性 といいますか、地域の中で暮らしているわけですから、地域に根ざしたそして地域の中でさま ざまな課題があるというのは、机の上だけではわからない。霞ヶ関の中だけではわからないの は当然です。そういうような話をまたお聞きしながら、しかもその当事者やその福祉関係者と 行政だけの関係、2者だけですので、やはりこれは実は打開することというのは難しいと思う んですね。仮に社会福祉行政を行うような行政関係者と障害者関係、団体の方が、ともに理解 し合ったとしても、これまたそれを打破するのは案外難しいということですよね。つまり、行 政の中にあっても、やはり福祉行政とかそういう部分の位置づけとか、そういうのは厳しいも のがあります。

そういうことから考えますと、やはりこのような協議会を通じて、一つは市町村に働きかけると同時に、国と対峙するという意味ではもちろんないんですけれども、国に対してさまざまな新しいスキームといいますか、新しい考え方、新しい枠組みですよね。そういうことを提示するということは地方分権の時代であってとても大切だと思います。それと同時に今申し上げましたように、社会福祉、障害福祉とか、そういう関係者と行政との両者の関係だけではなくて、それを都民に広げる、都民の理解を得る。そしてそこの部分がないと、やはり大きく変わらないと思うんですね。そういうようなことを少しお手伝いしたいというふうに考えております。

それと同時に、何が行われて、何が欠けているのか。そしてここまで実現しているんだということを、やはり広報するというか、いい部分だけではなくていろいろ問題のある部分も包み隠さずというとあれですけれども、よく透明性を高めるといいますけれども、そういうことを徹底して行うということは、最終的に財政的にこう苦しいのでこうなっているとか、そういうことも含めて知っていただくということは、結果的に先ほど申し上げたように、市民からのフィードバックといいますか、市民に対する評価、そして市民がやっぱり考えなければいけないんだなということをご理解していただけると思うんですね。そういう意味で、関係者だけに固

まるというと変なんですけれども、それだけではなくて、情報の風通しといいますか、そうい うものを徹底して広めていただきたい。

また、多分東京都では考えられてそうされていると思いますけれども、前回参加させていただいて、当事者の方々、いろいろな方々のお話を聞きました。また、実際に家庭の中で、また施設の中で施設サービスの中でいろいろな経験をされている方々、その思いということをお聞きしましたけれども、そういうものをぜひいろいろな媒体を通じて都民の方であるとか、いろいろなところに発していただきたい。関係者だけが見る文章というのではだめというか、それだけでは不十分なので、できる限りあらゆる媒体とか、あらゆる機会を通じてこういう議論、こういうようなことが現場であるとか、そういうことをお知らせしていただきたい。ちょっと工夫をすれば全く福祉関係とは違うような媒体とか、広報誌とか、いろいろな形でできると思うんですね。そういうような工夫もぜひしていただきたいというふうに思います。

次回以降、議論を楽しみにしていますし、またいろいろなお話をお聞きしながら、私自身も 東京都のこの施策の推進について多少なりともお手伝いしたいということでございますので、 ひとつよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○松浦部長 どうもありがとうございました。

それでは資料2-1に戻りまして、名簿番号12番、高橋紘士委員お願いいたします。

○高橋委員 立教大学の高橋でございます。ちょっと九州に行っておりまして、飛行機がおくれ、しかもタクシーで来ようと思ったら1時間半かかると、きょうはとてつもなく混んでいると。急きょ電車で来ましたら、途中で埼京線が中でけんかがあってとまるという、何回も不都合というのは重ねて起こるというきょうは典型的な日で、1時間も遅刻をいたしまして大変失礼を申し上げました。申しわけございませんでした。

障害者施策というのは、障害者福祉が障害者施策だった時代がようやく終わりを告げつつあって、実は就労支援の話も出てまいりますし、教育はもちろんそうですし、住宅もそうですし、それから私は大変危惧しておりますのは、地上波デジタルになることが予定されておりますが、これはやっぱり障害者のコミュニケーションにとって大変大きな問題をもたらす可能性はあるにもかかわらず――実は総務省でそういう研究会を昨年、笹川委員もご参加いただいてやりましたけれども、そういう意味でいえば、広い生活、就労、各般に及ぶそういう広がり、もちろん所得保障の問題は、これは大変問題は本当に解決をしていないまま今日まで来ているというところがございますが、そういうことも含めまして総合施策として考えなければいけない。そ

の中で、どういう形で――障害者自立支援法については市町村が責任を持ちますが、実はちょっと環境のヒアリングをきのうしておりましたところ、やはり福祉担当者が財政当局や人事当局をどう説得するかというのは、実は物すごい難しい問題なんだということを、これは栃本委員のお話をもう少し行政の内部で、福祉関係者、政策担当者が他の部局の人たちをどう説得するかということになると、本当に大変だという話をきのう実は聞いてきたわけでございまして、施策は非常に広く広がっている。しかしながらそれをきちんと位置づける。そういうことの難しさを今、その現場の方々は本当に感じているんだなということを、ちょっときのうヒアリングをしていて思いましたけれども、そんなことも含めまして、この協議会がそういう流れを進めるために、過去もいろいろな形で東京都の提案というか、そういうものはこの場を通じていろいろな形で出してきたかというふうに思いますが、それが引き続きちょうどもう直ちに第2期の障害福祉計画をつくらなければいけない。これは本当にいろいろな課題山積の中で作業をしていただくことになるのかなと思っていますが、そんなことを含めて大変厳しい環境の中ではありますけれども、委員の皆様、手を携えて前進ができるようにというふうに思っております。

○松浦部長 どうもありがとうございました。

以上で各委員の方々の自己紹介とお話をお伺いさせていただきました。本当にありがとうございました。

それでは続きまして、会長の互選及び副会長の指名に移らせていただきたいと思います。

まず、会長の選任でございますが、資料を1枚めくっていただきますと、資料1-1がございます。東京都障害者施策推進協議会条例でございますが、その第5条第1項でございます。

「協議会に会長を置き、会長は委員が互選する」と規定してございます。これに基づきまして、 会長を互選していただきたいと存じます。ご推薦等いかがでしょうか。

では山本委員お願いします。

○山本委員 私は僭越でございますけれども、高橋委員に会長をお引き受けいただきたく、ご 推薦申し上げたいと思います。

高橋委員は、前期協議会でも専門部会長として部会をまとめられておられましたと認識いた しております。また、東京都社会福祉審議会の検討分科会長も務められており、今、ごあいさ つにもありましたように、障害者施策、福祉施策への造詣が深い方であるというふうに私は思 っております。

ぜひ、この協議会においてもうまくここの中を取りまとめていただいて、私たちの議論をし

っかり受けとめてもらえるよう、会長を引き受けていただきたいと思ってご推薦申し上げたい と思います。よろしくお願いいたします。

○松浦部長 ただいま山本委員から、高橋委員を会長にというご発言がございました。いかが でございましょうか。

(「異議なし」という者あり)

○松浦部長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、高橋委員に本協議会の会長をお願いいたしたいと存じます。

高橋委員、会長席のほうにお移りいただきたいと思います。

それでは、ここで高橋会長に会長としてのごあいさつがございましたら、またお願いしたい と思います。

○高橋会長 もう繰り返すことはいたしません。委員の皆様のご協力をいただきながら、障害者施策が前進するようにご協力いただきながら、これは会長というよりも多分司会役だというふうに思っておりますので、皆様のご意見、いろいろな形で反映できるようなご発言をいただくように、ご協力をお願いをいたします。

よろしくお願いをいたします。

○松浦部長 ありがとうございました。

続きまして、本協議会の条例第5条第3項に基づきまして、高橋会長から副会長をご指名いただきたいと存じ上げます。

○高橋会長 それでは、指名をさせていただきます。

前期の協議会でも副会長を務めていただき、なお福祉のまちづくり、いわゆる広い範囲での障害者のバリアフリー、ユニバーサルデザイン、そういうご領域で大変先駆的なお仕事をしてくださっております。たしか東京都の福祉のまちづくりの委員会、協議会も長くかかわっていただいております野村委員にお願いをしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」という者あり)

○高橋会長 どうもありがとうございました。

それでは、野村委員に副会長席にお移りいただきまして、ごあいさつをよろしくお願いをいたします。

○野村副会長 大変僭越ではございますが、会長の指名でございますので、副会長の役を仰せ つかりたいと思います。会長の補佐ということで、会長の議事進行に積極的に協力をさせてい ただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- ○松浦部長 高橋会長、野村副会長、どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行は、高橋会長にお願いいたしたいと思います。
- ○高橋会長 それでは、審議事項に移らせていただきます。

本協議会の任務は、条例第2条に「障害者に関する必要な事項」並びに「障害者に関する施 策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項」を調査審議をすると、こ れは条例第2条でございますけれども、ございます。そしてその上で「知事に意見を述べる」 というふうになっておりまして、これがこの協議会の使命でございます。

具体的には、資料3に審議事項の案がありますので、これに沿ってその内容と趣旨、そして その他の資料の説明を事務局からお願いをいたします。

○古谷課長 それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。座らせていただいて説明させていただきたいと思います。

お手元の資料3でございますが、これが今期のこの協議会の審議事項ということで、案としてまとめさせていただいております。読ませていただきます。

平成18年4月、障害種別ごとに縦割りとなっていたサービスの一元化や、就労支援の抜本的強化などにより、障害者が自立し、地域で安心して暮らせる社会を目指す障害者自立支援法が施行された。法施行に当たっては円滑な運営のための特別対策や、利用者の状況を踏まえた緊急措置が講じられるとともに、法施行後、3年目の見直しに向けて検討が進められている。一方、東京都は第四期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成19年5月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と障害者自立支援法に基づく東京都障害福祉計画を一体的に策定した。

この計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者が当たり前に働ける社会」、「すべての都民がともに暮らす地域社会」の実現を基本理念とし、平成23年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、障害福祉計画は、平成20年度までを第1期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げており、平成20年度中に、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期障害福祉計画を策定することとされている。

第2期障害福祉計画の策定に当たっては、第1期障害福祉計画の達成状況と、課題を点検しつつ、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあ

り方を検討する必要がある。

本協議会においては、国の施策の動向も視野に入れつつ、第2期東京都障害福祉計画の基本 的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議の上、知事に対して提言を行うこと とする。

障害者の地域における自立生活のさらなる推進に向けた東京都の障害施策のあり方について。 ということが、審議事項でございますが、それにご審議いただくそのための資料といたしまし て、資料4でございますが、こちらのほうは第四期目の東京都障害者施策推進協議会のほうの 最終提言でございます。これは資料5としてつけております東京都障害者計画の第1期目の東 京都障害福祉計画の策定に向けて、平成18年8月に最終提言をいただいたものでございます。

簡潔にちょっとポイントだけ申し上げますと、基本理念として3ページから3つ基本理念を掲げております。1つ目は、すべての都民がともに暮らす地域社会の実現、2つ目が障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、3つ目が障害者が当たり前に暮らせる社会の実現ということで、その3つの基本理念に向けまして、東京都の障害者保健福祉施策の基本的方向ということで、11ページ目以降に取りまとめてあります。その東京都の障害者施策の基本的方向でございますが、まず1つ目が、区市町村による一元的・総合的なサービス提供体制を整備していくということでございまして、2つ目が、一般就労の機会の拡大と就労・生活支援の充実ということでございます。そういった方向性に従いまして、19ページ目以降の3章目では、具体的な障害福祉施策の展開をご提言いただいております。

それで、47ページ以降の第4章では、さらに教育、労働、住宅、まちづくりなど、広範に わたって施策のあり方をご提言いただいております。それが資料4でございます。

続きまして資料5でございますが、資料5がその提言をいただいた上で取りまとめさせていただきました平成19年に策定いたしました東京都障害者計画第1期東京都障害福祉計画でございます。位置づけをちょっと簡単に述べさせていただきますと、それは7ページに書いてございますが、基本的に先ほども申し上げましたが、障害者基本法に基づいて策定いたします東京都障害者計画と、障害者自立支援法に基づく東京都障害福祉計画を一体的に策定させていただいております。

計画期間でございますが、8ページに書いてございますが、障害者計画のほうは平成23年度まで、障害福祉計画のほうは23年度の数値目標、サービス見込み量を設定した上で、20年度までを第1期とさせていただいております。今回、提言に向けて策定を考えております第2期障害福祉計画につきましては、21年度から23年度までを計画期間として提言をいただいた

上で、20年度中に策定をしていきたいというふうに思っております。

推進協議会、当協議会との関係でございますが、その8ページの下のところに書いてございますが、第1期障害福祉計画の達成状況を今後ご報告させていただきまして、それの点検をしていただくということが一つございます。それと、第2期障害福祉計画の策定に向け、今申し上げたとおりご提言をいただくというような形になっております。

具体的に、この計画のほうでは後でごらんいただきたいんですけれども、区市町村が定める 障害福祉サービスの見込み量を基本として、東京都全体のサービス見込み量を定めますとか、 あと具体的に、例えばグループホームケアホームは、この6年間で約2倍にしていきたいとか、 日中活動の場は約5割増しにしていきたい、そういったような見込み量を定めております。

今後もこういうような見込み量を確保していくために、どういったような施策が有効か、ぜ ひともご審議いただきたいというふうに思っております。

それから地域移行ということも大きな柱になっておりまして、施設入所者の約12%が地域 生活に移行していくというような目標を立てております。また、施設入所者の定員につきまし ては、国の方針では7%削減ということになっておりますけれども、東京都は都内の未設地域 と待機者の解消のため、17年10月の定員を維持するというようなことにしております。15年 度以降の緊急整備によって、区分未設置地域は解消されつつありますが、さらなる地域生活移 行の促進策と、入所施設のあり方についてもご審議いただければというふうに思っております。

もう一つ目の大きなポイントとして、退院可能ないわゆる社会的入院をされている精神障害者の地域生活移行ということで、5割を地域生活に移行していただくという目標を立ててございます。

最後の大きな柱といたしましては、先ほど来のごあいさつの中でも皆さんがおっしゃられておりました就労への取り組みということで、一般就労への移行促進を基本的に2倍にしていきたいというふうに思っております。東京都の長期計画では、3万人の障害者雇用を目指していくということをうたっておりますので、そういったことも含めて障害者の自立に向けたご審議をいただきたいというふうに思っております。

簡単ではございますが、障害者計画のご説明は以上でございます。

資料6でございますが、こちらのほうは平成20年度に展開する重点プログラムを福祉保健局の重点プログラムを取りまとめさせていただいております。東京の福祉保健局の新展開ということで、障害部分のみを抜粋させていただいて、資料につけさせていただいております。新規事業としてこの中で障害者の地域生活移行促進事業ですとか、また障害者の就労促進に向け

て、障害者就労支援協議会を立ち上げていくとか、また東京都自身も雇用に務めていくという ことで、知的障害者、精神障害者の臨時職員、アルバイト雇用からまず一歩ということなんで すけれども、雇用にチャレンジ事業ということで進めていくとか、そういったような施策がこ の中ではまとめられております。以上が資料6でございます。

それから、資料7の東京都保健医療計画でございますが、これはご参考までということで、 医療法に基づく医療計画を含む東京の保健医療に関する総合的、基本的な計画ということでご ざいます。20年3月に第四次改訂を予定しておりましてそれに向けた原案というような形に なっております。ご存じの方はホームページ等で見られている方もいらっしゃるかと思うんで すけれども、2月1日までにパブリックコメント、既にもう募集しているところでございます。

障害福祉に関係する部分につきましては、精神保健医療施策ですとか、重症心身障害者施策を中心に記載がされてございます。それから資料8の東京都地方精神保健福祉審議会答申でございますが、これは平成18年6月に最終答申をいただいております。入院医療中心から、地域生活中心への構造変革に向けて、今後展開すべき精神保健福祉施策をご提言いただいております。

最後の資料9のほうは、東京の福祉保健ということで、データ的なものも含めて資料として 添付させていただいております。

以上、審議事項と配付資料のご説明をさせていただきました。

○高橋会長 ありがとうございました。

今の事務局からのご説明につきまして、何かご質問あるいはご意見等がございますでしょうか。

私がちょっと補足のためにと思っておりますが、基本的に障害福祉計画の進行管理を含めて、20年からの計画をつくるというのがまずは主目的という、そういうふうに理解をしてよろしゅうございましょうか。

○古谷課長 第1期目の進行管理をしていただきながら、2期目は21年度からでございます ので、21年度からの計画を策定するに当たっての基本的方向をご提言いただくというような 形でございます。

○高橋会長 ということだそうでございますが、もしまたお気づきになったところでご発言いただいて結構でございますが、少し議事進行で先へ進めさせていただきます。

ただいま、事務局から説明をいただいた事項について、本協議会として審議を進め、意見を 取りまとめた上で、知事に対する提言という形で知事にご報告を申し上げるということで、よ ろしゅうございましょうか。

それでは、何をやるべきかということが定まりました。それではどういうふうに進めるかということでございますが、先ほど事務局からの説明で、専門部会を設置するというそういうことをご提案がございました。それで私から専門部会の委員及び部会長を、専門分科会の委員の運営に責任を持っていただく部会長を指名をさせていただければと思っております。

資料2-2でございます。ちょっといろいろ資料があって、どれだったかという感じになっておりますが、専門委員名簿というのがお配りしてございます。16名の専門委員の皆様、一部の委員の方は協議会の委員を兼任ということでございますが、16名の方々にお願いをしたいというふうに思っております。よろしゅうございましょうか。そしてその上で、専門部会の取りまとめを行う部会長には、松矢委員にご就任をお願いしたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは、松矢委員よろしくお願いを申し上げます。必要に応じて、運営上、協議会の委員の皆さんにもご意見をいただく機会も多分設定をされるかと思います。そういうことで前期もそういう形で運営が行われましたので、そういう形で進めさせていただくことになろうかと思います。

それでは続きまして本協議会の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○古谷課長 日程につきましては、まず専門部会を開催させていただきたいと思っておりまして、3月末に専門部会のほうを開催予定というふうに思っております。専門委員の方々のご日程を3月の末というような形で調整をさせていただきます。また逐次、その他の協議会も含めてご連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、本協議会及び専門部会につきましては、会議、議事録とも原則公開とさせていただき たいと存じますので、そのことについてもよろしくお願いいたします。

○高橋会長 いかがでございましょうか。

それでは、今の事務局のご発言のとおり、進めさせていただくということで、公開につきま してもそういう形で取りはからっていただきますようお願いをいたします。

いかがでございましょうか。なお、今までの議論の中でご質問やご意見等があれば。どうぞ。

- ○中西委員 会議の傍聴については自由に傍聴できますか。
- ○古谷課長 傍聴は結構でございます。
- ○高橋会長 公開というのもそういう意味ということですね。

どうぞ。

○橋本委員 前回もお願いをしたんですが、この会議にきて、この資料をやりなさいと言われても、私なんかついていけないので、できれば3月の委員会までにはちょっと時間を置いていただいて、こういう資料をやるぞということで、そういう勉強の時間もほしいと思いますので、資料の提出を早急にしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高橋会長 それでは、事務局よろしくお願いをいたします。いかがでございましょうか。 もしよろしければ、これをもちまして本日の協議会を閉会ということで、専門部会が3月末 からいよいよスタートして作業が始まりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。 それでは今日は本当にありがとうございました。

午後7時44分 閉会